

西東京市民文化プラザの指定管理業務に関する令和●年度協定書【原案】

西東京市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、令和●年●月●日に締結した西東京市民文化プラザの指定管理業務に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、西東京市民文化プラザ（以下「管理施設」という。）の指定管理業務（以下「本業務」という。）に関する令和●年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、令和●年度の管理施設の本業務の内容の詳細及び本業務の実施の対価として支払われる令和●年度の指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和●年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、本業務の内容について、令和●年●月●日に乙より提出された令和●年度事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

（令和●年度の指定管理料）

第3条 甲は、令和●年度の指定管理料として、金●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払う。

2 甲は、基本協定第26条第4項の規定により、各四半期に金●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払う。

（指定管理料の精算）

第4条 乙は、支払を受けた指定管理料のうち令和●年度の修繕費について、基本協定第15条第3項に基づき、令和●年度終了後40日以内にその支払の内訳を明らかにした精算書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、支払を受けた指定管理料のうち令和●年度の光熱水費について、基本協定第15条第5項に基づき、令和●年度終了後40日以内にその支払の内訳を明らかにした精算書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、支払を受けた指定管理料のうち令和●年度の駐車場利用料金負担分（1時間無料分）について、基本協定第15条第6項に基づき、令和●年度終了後40日以内にその支払の内訳を明らかにした精算書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、前2項の精算書に係る甲の承認があった後、甲の指定する期日までに精算残金等を甲に返納しなければならない。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。

2 基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲（地方公共団体）

所在地 東京都西東京市南町五丁目6番13号

名称 西東京市

代表者 西東京市長 池澤隆史

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者